

スタートアップの取引慣行に関する実態調査について（中間報告）

令和2年6月30日

公正取引委員会

公正取引委員会は、令和元年11月に開始した「スタートアップの取引慣行に関する実態調査」の一環として、スタートアップを対象としたアンケート調査を実施し、その結果等について、別添のとおり、中間報告を取りまとめました。

今後、スタートアップの取引慣行に関する実態の更なる把握を行い、独占禁止法上の評価等を整理した実態調査報告書を取りまとめていきます。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課取引調査室
	電話 03-3581-3372（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

スタートアップの取引慣行に関する実態調査 中間報告

第1 調査趣旨・調査状況等

1 調査趣旨

スタートアップ¹は、イノベーション推進による我が国経済の生産性向上・発展に特に大きく貢献する可能性を持っており、スタートアップが公正かつ自由に競争できる環境を確保することは我が国経済の今後の進展に向けて極めて重要である。

また、公正取引委員会が令和元年6月に公表した「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」において、製造業における中小企業のノウハウ・知的財産に係る取引について、独占禁止法上問題に該当し得る事例が確認されている。

これらを踏まえ、公正かつ自由な競争を促進する観点から、製造業に限らず、スタートアップの取引慣行の実態を明らかにするための調査を令和元年11月に開始した。

2 調査状況

令和元年11月からスタートアップに対してヒアリング調査を開始し、その結果に基づき、スタートアップに対して、アンケート調査を依頼した。アンケート調査の実施期限については、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、1か月程度の延長を行った。

3 中間報告

近年、大企業がスタートアップと連携し、新たな価値を創造するオープンイノベーションが重要視されている。スタートアップが公正かつ自由に競争できる環境を確保することは、スタートアップと大企業の連携による価値の創造を的確に推進することに資する。

また、スタートアップについては、経済産業省や特許庁においても、調査・研究が行われており、大企業とスタートアップの契約におけるモデル契約書を作成するなどの観点から、「オープンイノベーションを促進するための支援人材育成及び契約ガイドラインに関する調査研究」²が公表されたほか、モデル契約書の作成等、大企業とスタートアップのオープンイノベーションの

¹ スタートアップには、決まった定義が存在しないが、本調査におけるスタートアップとは、創業10年程度であり、アイデアの創出により、革新的な事業に取り組んでいる事業者のことを指している。

² <https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>（特許庁ホームページ）

促進に取り組んでいる。

公正取引委員会の本調査と経済産業省や特許庁の取組は、スタートアップと大企業の取引慣行に関わるものであり、相互に密接な関係を有することから、公正取引委員会は、経済産業省や特許庁と十分な連携・協力を行いつつ、本調査を行っているところである。

本報告書では、これまでのアンケート調査の結果を明らかにするとともに、今後の連携・協力につなげる観点から、スタートアップが他社（大企業等）と連携する場合の取引や契約等について、中間的な報告を行うこととする。

第2 アンケート調査

1 アンケート調査の実施

アンケート調査については、以下のとおり実施した。

(1) アンケート調査対象

アンケート調査は、創業10年以内であること、非上場であることなどを条件に、公正取引委員会が送付対象を選定の上、5,593名に対して、送付した。

(2) アンケートの調査方法

オンライン上でのアンケート調査を行った。

(3) アンケート調査期間³

令和2年2月21日から令和2年3月19日まで。

令和2年4月13日から令和2年6月11日まで。

(4) 回答者数

1,447名（回答率約25.8%）

2 アンケート調査の結果（概要）

アンケートは、大きく分けて、回答者の事業概要や規模を問う基本事項、取引・契約に関する条件を確認するための社内の体制、スタートアップが他社（大企業等）と連携する（共同して研究する、製品をスタートアップが開発し、他社〔大企業等〕に販売してもらうなど）場合の取引等についての質

³ 新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、2回に分けて実施した。

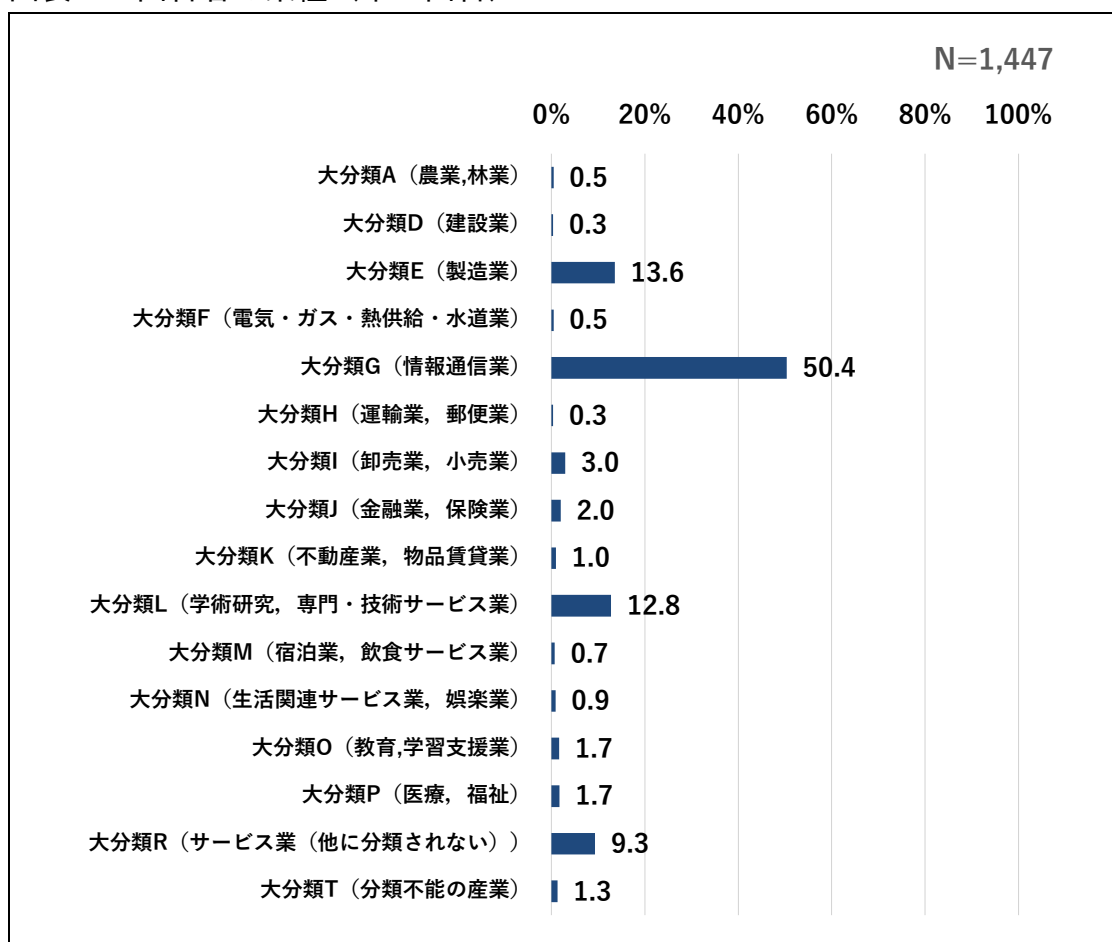
問を行った。

(1) 基本事項

ア 回答者の業種

回答者の業種は、情報通信業が約 50%⁴、製造業が約 14%、学術研究、専門・技術サービス業が約 13%となっている（図表 1）。

図表 1：回答者の業種（単一回答）



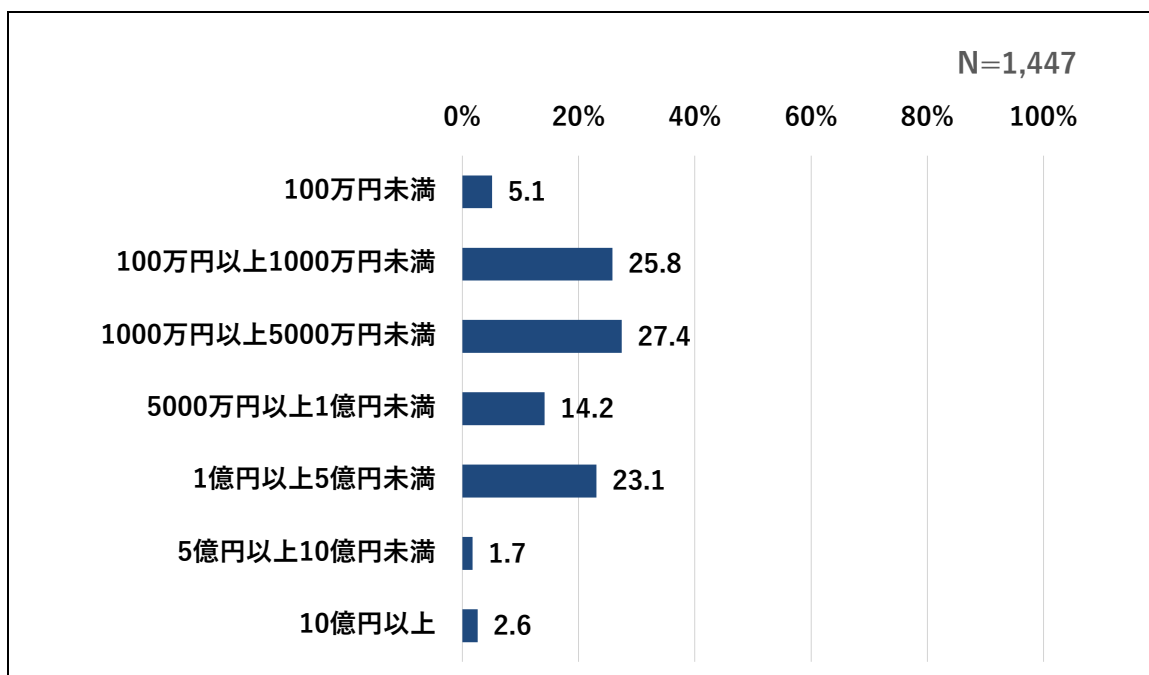
出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

⁴ 図表の数値は、回答数を回答者数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した数字であるため、各欄の合計値が100%にならない場合がある。以下同じ。

イ 回答者の資本金

回答者の資本金は、1000 万円以上 5000 万円未満の事業者が約 27%、100 万円以上 1000 万円未満の事業者が約 26%、1 億円以上 5 億円未満の事業者が約 23%、5000 万円以上 1 億円未満の事業者が約 14%となっている（図表 2）。

図表 2：回答者の資本金（自由記載）

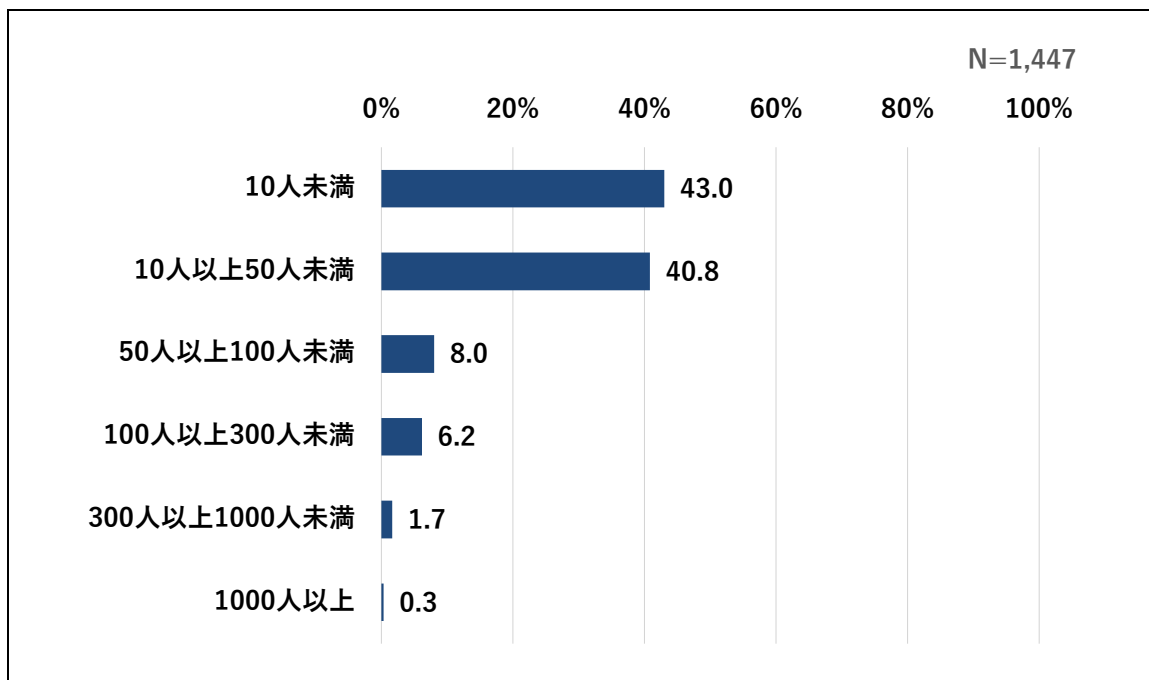


出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

ウ 回答者の従業員数

回答者の従業員数は、10 人未満である事業者が 43%、10 人以上 50 人未満である事業者が約 41%となっている（図表 3）。

図表 3：回答者の従業員数（自由記載）

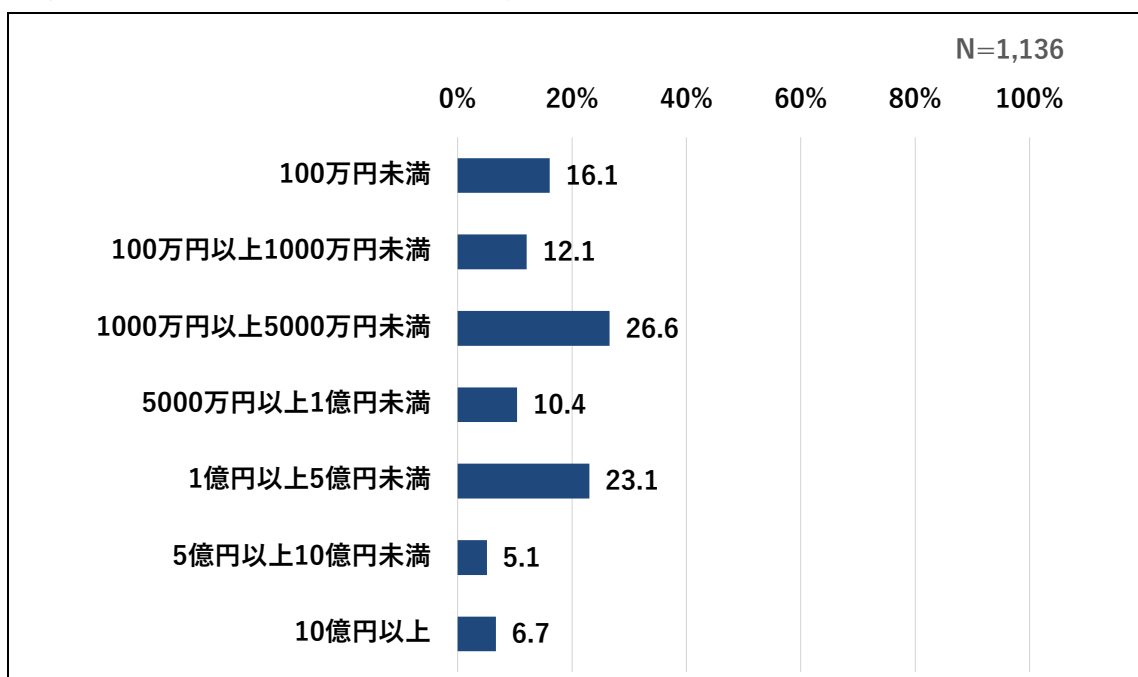


出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

エ 回答者の売上高

回答者の売上高（2016 年度から 2018 年度の平均値）は、1000 万円以上 5000 万円未満の事業者が約 27%，1 億円以上 5 億円未満の事業者が約 23%，100 万円未満の事業者が約 16%となっている（図表 4）。

図表 4：回答者の売上高（自由記載）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(2) 取引・契約に関する条件を確認するための社内の体制

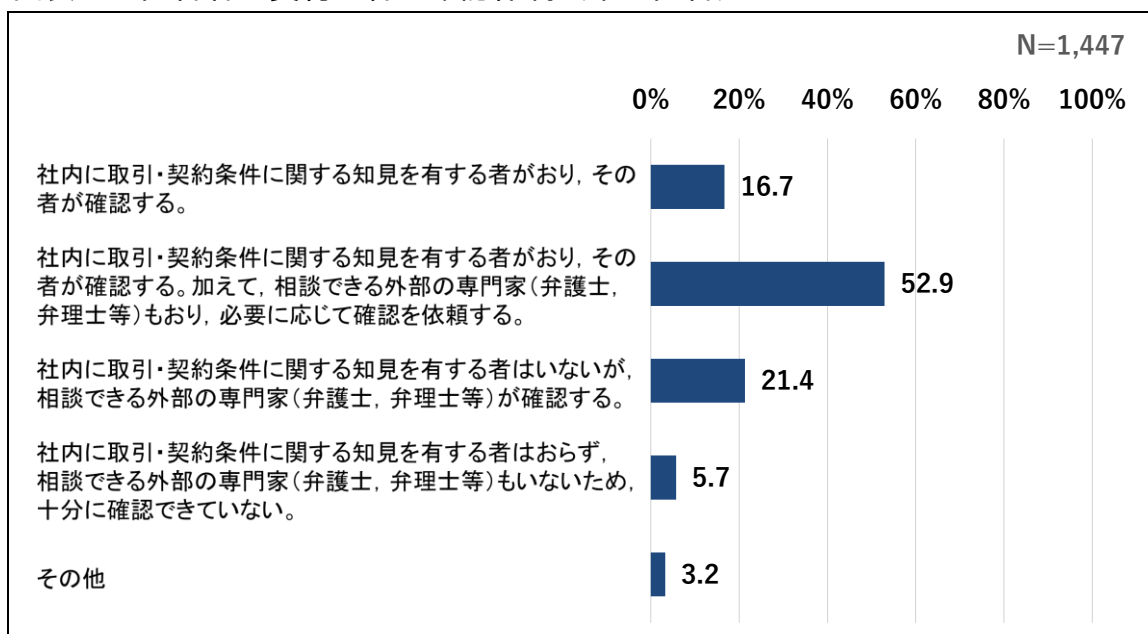
スタートアップが他社（大企業等）と連携する場合の取引や契約に関する条件を確認するための社内の体制について、質問を行ったところ⁵，取引・契約条件に関する知見を有する者がいると回答したのは、約 70%であった。

具体的には、「社内取引・契約条件に関する知見を有する者がおり、その者が確認する」が約 17%，「社内取引・契約条件に関する知見を有する者がおり、その者が確認する。加えて、相談できる外部の専門家（弁護士、弁理士等）もあり、必要に応じて確認を依頼する」が約 53%，「社内取引・契約条件に関する知見を有する者はいないが、相談できる外部

⁵ 「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」（令和元年 6 月 公正取引委員会公表）において、ノウハウ・知的財産権に係る取扱いを確認する担当者等の有無について、調査を行ったところ、大企業においては、「チェックする担当者がある」又は「チェックする担当者はいないが、相談できる外部の専門（弁護士、弁理士等）はいる」と回答したのが 92.1%であったのに対して、中小企業において同様の回答を行ったのは 72.6%にとどまっていることを指摘している。

の専門家（弁護士、弁理士等）が確認する」が約 21%となっている（図表 5）。

図表 5：回答者の契約内容の確認体制（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

(3) スタートアップが他社（大企業等）と連携する場合の取引や契約

スタートアップが他社（大企業等）と連携する場合、どのような取引や契約がなされるかは、それぞれのケースで異なるため、一概に分類はできないものの、本調査においては、統一的な観点からの整理を行うために、スタートアップがオープンイノベーションを行う際の通常のプロセスである①NDA 契約⁶、②PoC 契約⁷、③共同研究契約、④ライセンス契約の 4 つの取引・契約段階に分けて整理を行った。

ア 他社（大企業等）と連携する場合の取引や契約において、納得できない行為を受けた経験の有無

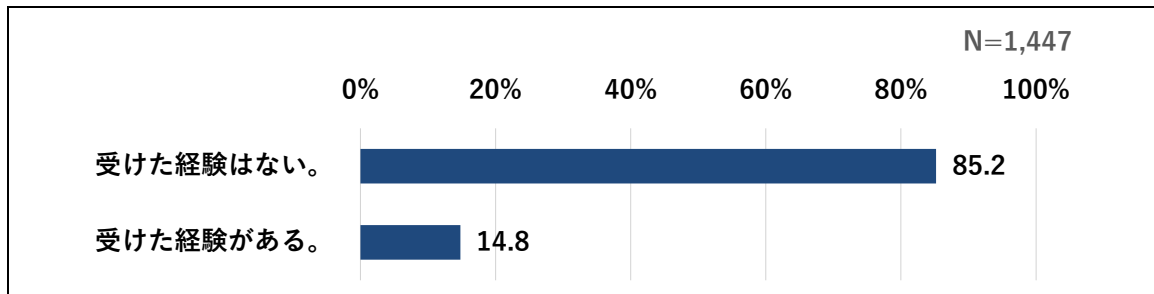
スタートアップが他社（大企業等）と連携する場合の取引や契約につ

⁶ Non-disclosure agreement（秘密保持契約）とは、取引の相手方の技術やノウハウ等の事業活動における秘密や重要な情報を取引の目的以外に利用したり、他の事業者等へ開示・漏洩することを禁止する契約のことである。

⁷ Proof of Concept（技術検証）とは、スタートアップの技術を活用して大企業のリソースと掛け合わせた時に想定した機能・性能が発揮できそうか、予定どおりに共同開発に進むことができそうかを判断するための検証ステップのことであり、スタートアップにとって、自らの技術や製品を採用してもらう重要なステップである。

いて、納得できない行為を「受けた経験がある」と回答したのは、約 15%であった（図表 6）。

図表 6：他社（大企業等）から納得できない行為を受けた経験の有無（単一回答）



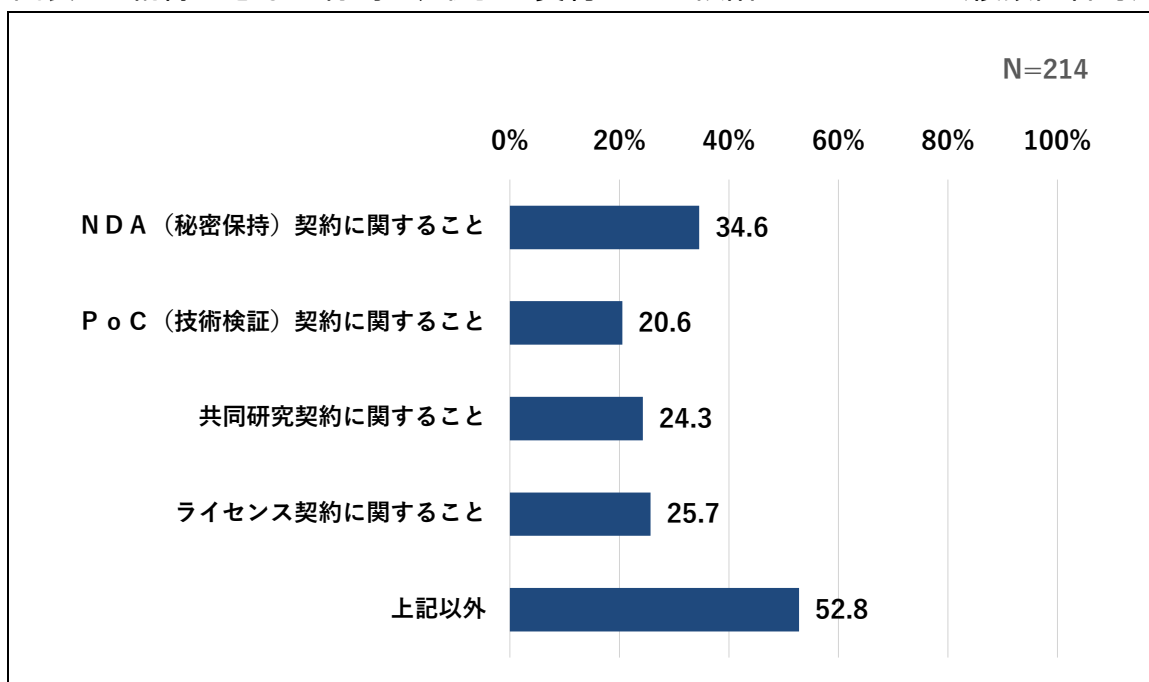
出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

イ 納得できない行為は、取引や契約のどの段階で生じたのか

前記アの質問について、納得できない行為が生じたのは、「NDA（秘密保持）契約に関すること」が約 35%、「PoC（技術検証）契約に関すること」が約 21%、「共同研究契約に関すること」が約 24%、「ライセンス契約に関すること」が約 26%であった。

また、これら以外にも、契約金の支払いや業務委託契約、知的財産に関する契約において納得できない行為が生じたと回答があった（図表 7）。

図表 7：納得できない行為は、取引や契約のどの段階で生じたのか（複数回答可）

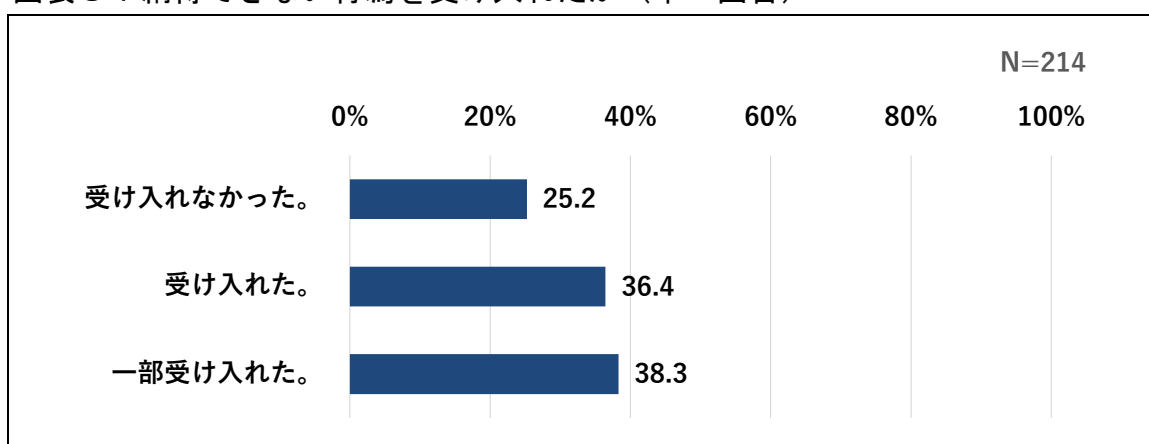


出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

ウ 納得できない行為を受け入れたか

前記アの質問について、納得できない行為を受けた経験があると回答したスタートアップのうち、それを「受け入れた」のは約 36%、「一部受け入れた」のは、約 38%であった（図表 8）。

図表 8：納得できない行為を受け入れたか（単一回答）



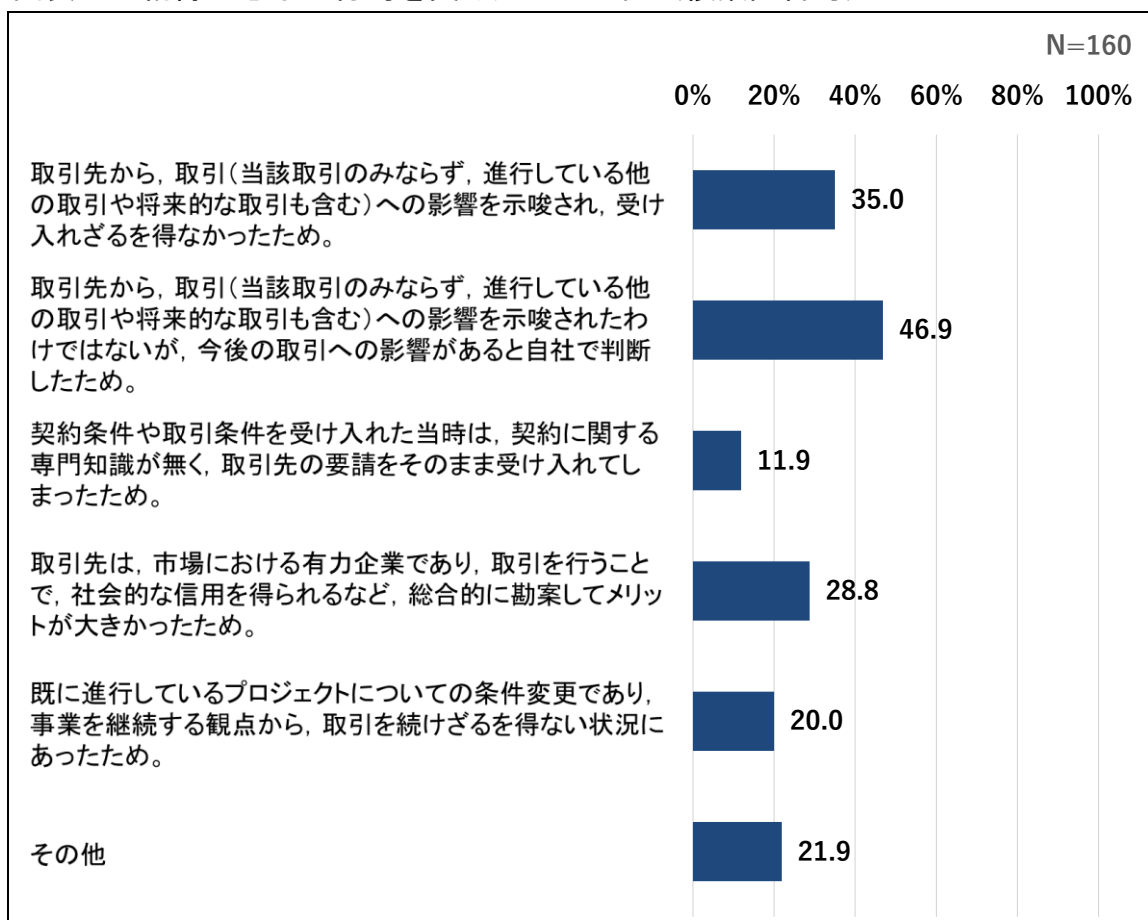
出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

エ 納得できない行為を受け入れた理由

前記ウについて、納得できない行為を受け入れたスタートアップに、その理由を聞いたところ、「取引先から、取引（当該取引のみならず、進行している他の取引や将来的な取引も含む）への影響を示唆されたわけではないが、今後の取引への影響があると自社で判断したため」が約 47%、「取引先から、取引（当該取引のみならず、進行している他の取引や将来的な取引も含む）への影響を示唆され、受け入れざるを得なかった」が 35%、「取引先は、市場における有力企業であり、取引を行うことで、社会的な信用を得られるなど、総合的に勘案してメリットが大きかったため」が約 29%、「既に進行しているプロジェクトについての条件変更であり、事業を継続する観点から、取引を続けざるを得ない状況にあったため」が 20%、「契約条件や取引条件を受け入れた当時は、契約に関する専門知識が無く、取引先の要請をそのまま受け入れてしまったため」が約 12%であった。

また、それ以外にも「取引先と交渉の余地が無かったため」や、「取引先と裁判を行う費用がなく、リスクを取れなかったため」といった回答があった（図表 9）。

図表 9：納得できない行為を受け入れた理由（複数回答可）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

オ 納得できない行為の具体的な内容

前記アについて、納得できない行為を受けたことがあると回答したスタートアップに、その具体的な内容を聞いたところ、以下のような回答があった。

(7) NDA 契約に係るもの

- NDA に反して、自社の重要な資料を取引先が他社に開示することがあり、中には、アルゴリズムの組合せを開示することもあった。
- 大企業からの出資を受ける目的で NDA を締結した上で、事業内容に関する資料を多数共有したが、結果的に出資に至らないだけでなく、当該大企業が当社の競争相手となった。
- 資金調達を欲するスタートアップとしては、ベンチャー・キャピタルに対して、技術・ノウハウ等のあらゆる情報を提供せざるを

得ないが、彼らの関係会社はその情報が流出し、いつの間にかほとんど同じサービスが勝手に立ち上げられていることが起きている。

- 取引先の権利は守られているが、当方の権利が守られていない。また、難解な契約条文の解釈について、詳細な説明やアドバイスを受けないまま、契約を締結してしまった。
- 大企業との連携において、自社に契約の専門家等がおらず、先方のフォーマットにて NDA を締結したが、契約の自動更新をしない、秘密保持期間は締結後 1 年に限定するなど、不利な条件で締結してしまった。
- 秘密保持期間が短く設定され、秘密保持期間後すぐに取引先にスタートアップ側の秘密情報が使われてしまうことや、スタートアップ側だけが秘密情報を開示するなど大企業が一方的に有利な条項があった。

(イ) PoC 契約に係るもの

- 当初契約していた範囲を超えて、追加の作業を求められ、実施したにもかかわらず、その追加の作業について、契約書が提示されず、最終的には対価も支払われなかった。
- PoC 後の契約の締結をほのめかされ、無償で PoC を行っていたにもかかわらず、その後の契約を結んでももらえなかった。
- 契約書に記載のある納品物以外に、追加の成果物を納品成果として提出するように指示されている。
- 契約に無い作業を行うことを求められたことや、検証作業を遅らされ、資金回収も 1 年以上遅らされたことがある。
- 自社サービスとして開発した成果物、ノウハウ、知財であるにもかかわらず、それらの権利が先方と共有又は協議によって決められることが多い。

(ウ) 共同研究契約に係るもの

- 自社の技術が詰まった製品の製作を大企業に依頼したところ、その技術に関連する特許を無断で特許出願された。
- 共同研究契約において、主に自社のノウハウを用いて新たに生み出された発明等であっても、大企業に帰属する条件になっているが、その他の取引があるため、強く言えない立場に追い込まれている。

- 共同開発で顧客に提案するという形で、報酬をもらう約束だったが、もらえずに開発だけ行った。
- 当社と大企業が共同して技術的先進的なサービスを開発したとき、開発や企画を中心的に実施したのが当社であったにもかかわらず、意匠や著作権等が契約の範囲外として、大企業に奪われそうになっている。
- 契約書における責任範囲が不明確であるため、瑕疵担保責任における金額の上限について、不具合が発生したら資本金の数倍もの責任を負う仕組みになっており、これにより、スタートアップはスモールビジネスからの脱却を阻害され、大企業の優位的な地位が変わらない。
- 共同開発で得た成果物を利用しようとしても、契約により、その利用が限定的であるため、自社の事業の自由度が低くなってしまった。

(イ) ライセンス契約に係るもの

- 契約時に製造や販売に関して、不利益を被るような独占契約を結ぶように、何度もしつこく迫られた。
- ライセンスの無償提供を求められそうになっている。
- 機密規約の途中変更により、特許等の取得禁止をさせられる。

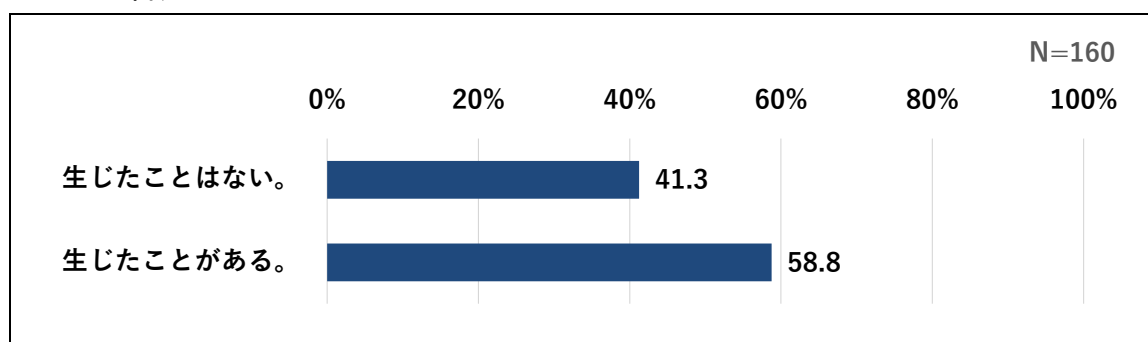
(オ) その他（契約全体に係るもの等）

- 取引先の契約のひな型を全て受け入れなければ契約不可とされ、契約の修正に応じてもらえなかった。
- 契約事項に記載されていないにもかかわらず、事業活動の制限を求められる。
- 他社に提示している契約条件と同等以上の契約をするように求められる。
- 業務の難易度、人件費等を考慮して、開発期間や工数見積りについて、適正な見積りを提示しているが、単価の引下げや期間短縮の一方的な要求が多く起きている。
- 当初の取引では想定されていないようなサービスの要求を無報酬で求められた経験がある。協力をしない場合は取引状況が悪化するようなプレッシャーが常にあった。
- 契約における自社の受託範囲が明瞭ではなく、取引先からの入金がないまま多数の作業を強いられた。

- 仕事内容に不備がないにもかかわらず、口頭ベースで話していた契約条件について、納品のタイミングで不当に値引きされた。
- 自社の顧客情報の提供義務を課されそうになっている。

カ 納得できない行為を受け入れたことにより、不利益は生じたか
前記ウについて、納得できない行為を受け入れたと回答したスタートアップのうち、その行為を受け入れたことにより、不利益が「生じたことがある」と回答したのは、約 59%であった（図表 10）。

図表10：納得できない行為を受け入れたことにより、不利益は生じたか（単一回答）

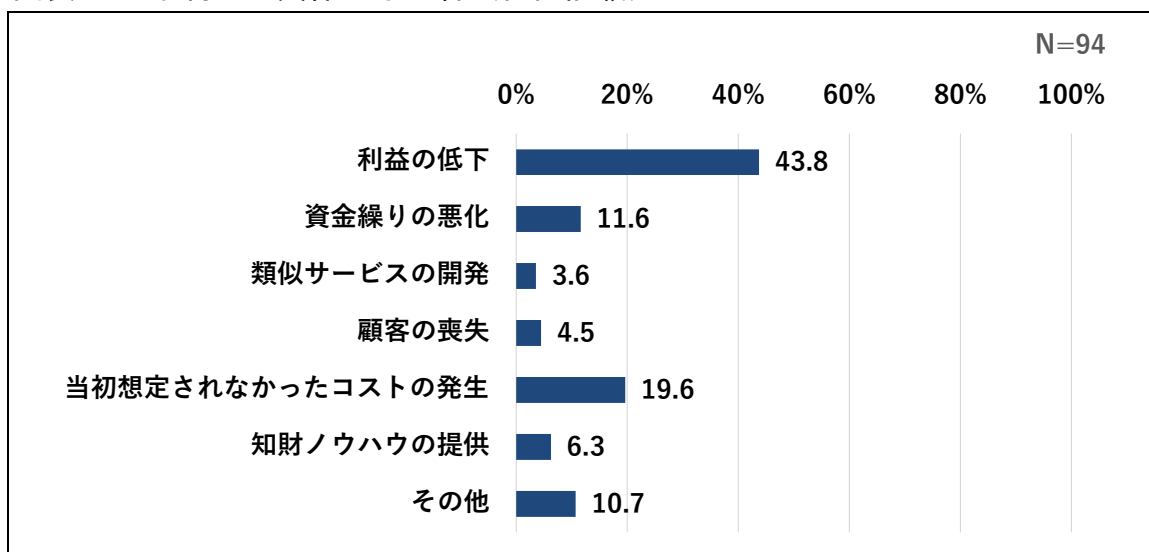


出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

キ 不利益の具体的な内容

前記カについて、不利益が生じたことがあると回答したスタートアップに、その具体的な内容を聞いたところ、「利益の低下」が約 44%、「当初想定されなかったコストの発生」が約 20%、「資金繰りの悪化」が約 12%、「知財ノウハウの提供」が約 6%となっている（図表 11）。

図表 11：不利益の具体的な内容（自由記載）

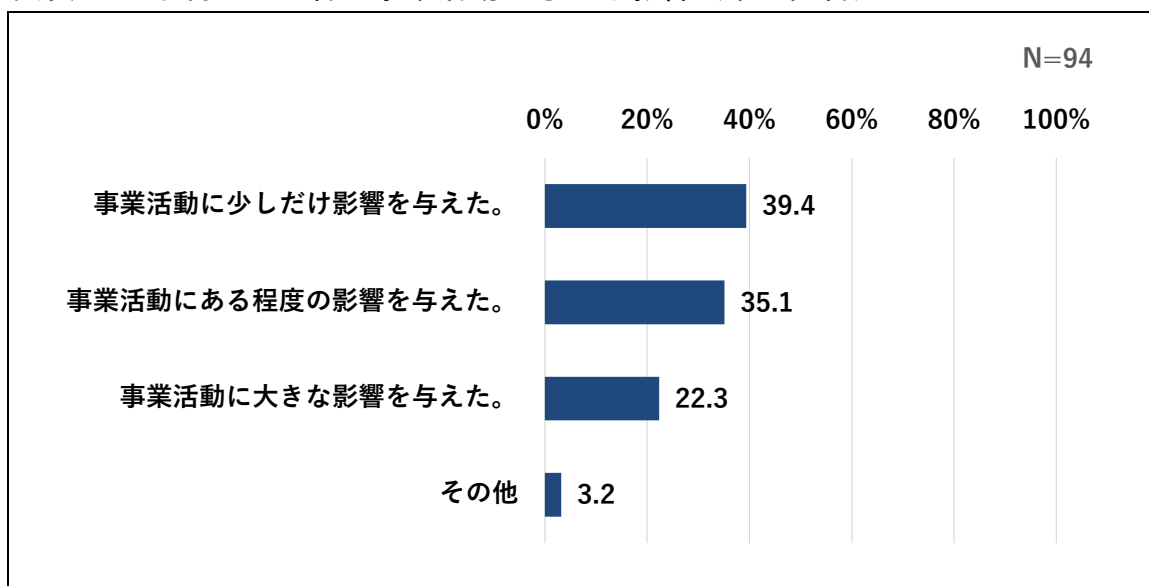


出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

ク 不利益の内容が事業活動に与える影響

前記キについて、その不利益の内容がスタートアップの事業活動与える影響の程度について聞いたところ、「事業活動にある程度の影響を与えた」と回答したのは約 35%、「事業活動に大きな影響を与えた」と回答したのは、約 22%であった（図表 12）。

図表 12：不利益の内容が事業活動に与える影響（単一回答）



出所：アンケート調査の回答を基に当委員会作成。

ケ その他のアンケートにおける回答

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、スタートアップの意見として、取引の見直しや出資に関わる以下のようなものがあった。

- 新型コロナウイルス感染症により、事業に大きく影響を受けた部分がある。
- 新型コロナウイルス感染症による経済状況の変化から、今後の資本調達に不安を持っている。

3 アンケート調査の結果（検討の視点）

前記2「アンケート調査の結果（概要）」については、スタートアップが納得できない行為の回答を列挙したものであり、今後実態調査報告書の取りまとめに向け、この内容を踏まえて、独占禁止法上の問題点に該当するか否かなどを検討することとなる。

その検討においては、例えば、独占禁止法上の優越的地位の濫用、拘束条件付取引といった観点から問題点の検討を行うことが考えられる。

なお、アンケート調査の結果のうち、優越的地位の濫用の観点から問題があると評価されるのは、これらの行為が「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」（独占禁止法第2条第9項第5号）行われてスタートアップに不利益を与える場合である。そのため、他社（大企業等）の取引上の地位がスタートアップに対して優越していない場合等には、優越的地位の濫用として問題とはならない点に注意が必要である⁸。

第3 今後の対応

現時点までのヒアリング調査⁹及びアンケート調査においては、スタートアップが他社（大企業等）と連携する場合について、取引や契約上の論点が判明した。

前記第2の3「アンケート調査の結果（検討の視点）」に記載のとおり、これらの論点を踏まえ、独占禁止法上の問題点に該当するか否かなどを検討することとなる。今後の検討においては、スタートアップ、有識者及び経済

⁸ なお、具体的な行為が優越的地位の濫用として問題となるかどうかは、個別の事案ごとに判断されることは言うまでもない。

⁹ ヒアリング調査については、本中間報告においては記載していないものの、現時点では、11頁「オ 納得できない行為の具体的な内容」と同様の内容を確認している（「スタートアップの取引慣行に関する実態調査（経過報告）」〔令和2年4月3日 未来投資会議資料〕参照）。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/dai37/siryou3.pdf>

団体等への更なるヒアリング調査を行い、検討すべき問題点の実態を把握した上で、独占禁止法上の評価等を整理した実態調査報告書を取りまとめる予定である。

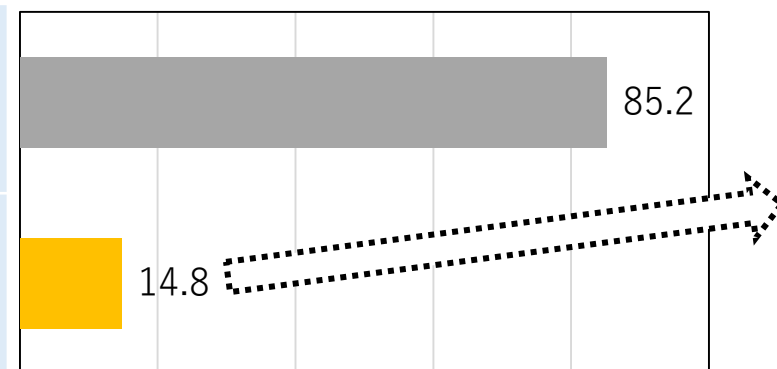
また、前記第 1 の 3 に記載のとおり、これらの論点を踏まえ、経済産業省や特許庁と連携し、それぞれの政策領域における役割を果たしつつ、一体的に対応を行うこととしている。

これまで他社（大企業等）と連携する場合の取引や契約において、納得できない行為を受け入れた経験がありますか？

他社（大企業等）から納得できない行為を受けた経験があるスタートアップのうち、**約75%**が納得できない行為を受け入れている。

0% 20% 40% 60% 80% 100%

納得できない行為を受けた経験はない。



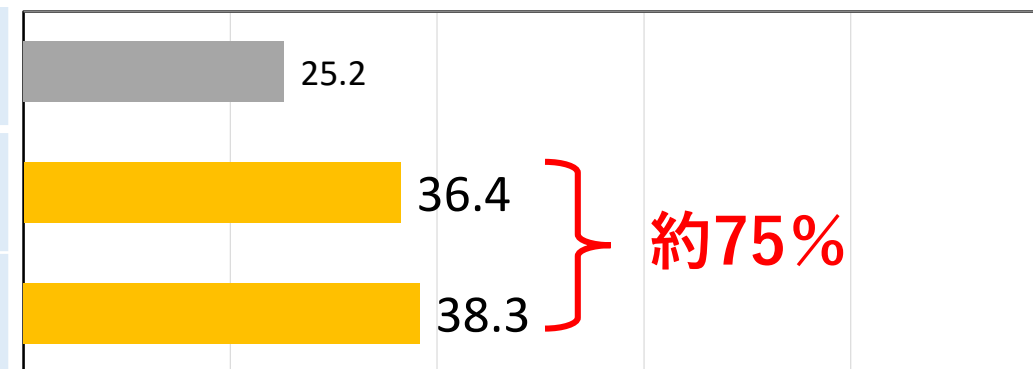
納得できない行為を受けた経験がある。

納得できない行為を受け入れなかった。

0% 20% 40% 60% 80% 100%

納得できない行為を受け入れた。

納得できない行為を一部受け入れた。



調査対象者：5,593名
調査方法：オンライン上でのアンケート
調査期間：令和2年2月21日から令和2年3月19日，
令和2年4月13日から令和2年6月11日
回答者数：1,447名

納得できない行為の具体的な内容

1：NDA（秘密保持）契約

- ・ 自社の重要な資料（アルゴリズム含む）を取引先が**他社に開示する**ことがあった。
- ・ 秘密保持期間が短い，スタートアップ側だけが秘密情報を開示するなど，**大企業だけに一方的に有利な条項**があった。

2：PoC（技術検証）契約

- ・ 当初契約していた範囲を超えて，追加の作業を求められ，実施したにもかかわらず，その追加の作業について，**契約書が提示されず**，最終的には**対価も支払われなかった**。
- ・ PoC後の契約の締結をほのめかされ，無償でPoCを行っていたにもかかわらず，**その後の契約を結んでももらえなかった**。

3：共同研究契約

- ・ 主に自社のノウハウを用いて新たに生み出された発明等であっても，**大企業に権利が帰属**する条件になっている。
- ・ 自社の技術が詰まった製品の製作を大企業に依頼したところ，その技術に関連する特許を**無断で特許出願された**。

4：ライセンス契約

- ・ 契約時に製造や販売に関して，不利益を被るような**独占契約を結ぶよう**に，何度もしつこく迫られた。
- ・ ライセンスの**無償提供**を求められそうになっている。

今後の対応

- ・ スタートアップが公正かつ自由に競争できる環境を確保するため，アンケート結果で判明した論点を踏まえ，独占禁止法上の問題点に該当するか否かなどを検討。
- ・ 更なるヒアリング調査を行い，独占禁止法上の評価等を整理した実態調査報告書を取りまとめる予定。

（参考）経済産業省及び特許庁の取組

- ・ 事業会社と研究開発型スタートアップのオープンイノベーションを促進するため，「モデル契約書」を作成。
- ・ 主に以下の観点から整理することとされている。
 - 1：NDAにおけるスタートアップの機密情報の取扱い
 - 2：PoCにおける対価や成果物の設定
 - 3：共同研究開発における知的財産権の帰属
 - 4：ライセンスにおける特許等の成果の利用

スタートアップと大企業の連携における公正取引委員会・経済産業省・特許庁の取組

